

◆ 市内遺跡における民間開発行為に係わる取り扱いの流れ

- ① 開発行為が計画された場合、事業者は可能な限り早い時期に開発事業予定区域内における文化財等の所在状況について、市教育委員会文化課に確認申請を行う。
 - ② 文化課は、申請者に対し文化財の所在状況の回答を通知する。事業予定地内に埋蔵文化財が存在する場合、事業計画を変更して埋蔵文化財を現状保存することができないか等の協議を事業者と行う。
 - ③ 文化課は、事業者と協議を行い、必要に応じて事業者からの依頼によって、埋蔵文化財の内容を把握するための試掘確認調査を実施する。
 - ④ 事業者は、協議の結果、埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合には、60日前までに愛媛県教育委員会にその旨、届出を行う。(法第93条[国の機関等以外の者の場合])。届出は、2部を文化課に提出する。
 - ⑤ 愛媛県教育委員会から発掘調査実施の指示があった場合、本発掘調査を行うことになる。地方公共団体の者以外のもので発掘調査を担当するものは、本発掘調査にあたって、愛媛県教育委員会に法第92条による届出を行う。
- ※ 埋蔵文化財の不時発見の場合は、法第96条(国の機関等以外の場合)による届出を行わねばならない。

■ 主な手続きの種類 ■

開発事業者

番号	項目	手続	期限	部数	提出先
①	土木工事及び不動産鑑定等にかかわる周知の埋蔵文化財及び指定文化財確認申請書	申請	事業立案時	1部	文化課
③	埋蔵文化財確認調査願	依頼	90日前	1部	文化課
④	周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等届出書	届出	60日前	2部	文化課

文化課

番号	項目	手続	期限	部数	提出先
②	土木工事及び不動産鑑定等にかかわる周知の埋蔵文化財及び指定文化財通知書	回答	申請受理後速やかに	1部	事業者

● 様式のダウンロード

- ① 宇和島市のホームページ (<http://www.city.uwajima.ehime.jp>) から
「くらしの便利帳」→「手続きインデックス」→「周知の埋蔵文化財包蔵地について」
埋蔵文化財等確認申請書
- ④ 愛媛県のホームページ (<http://www.pref.ehime.jp>) から
「申請書等ダウンロード」→「組織別一覧」→「教育委員会事務局」→「文化財保護課」
・周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事届出(通知)書

